

新型コロナウイルス感染症関連 中小・小規模事業者向け支援策一覧

- ・令和3年度に新たに公募される各種支援策等を下記のとおりにまとめました。
- ・各種支援策には、下記に記載された内容以外に要件があります。申請の詳細は、各お問い合わせ先よりご確認ください。

令和3年5月20日時点

設備投資

新型コロナウイルス感染予防のため
改装工事を行いたい

上越市 上越市店舗等改装促進事業補助金
(新型コロナウイルス対応型)

募集期間
令和3年3月3日(水)～7月30日(金)

- 補助対象となる事業
新型コロナの感染予防を目的とした店舗の
改装工事
 - ・衛生環境の整備
 - ・外気との換気の向上
 - ・密集や接触の回避

- 補助対象事業の例
 - ・客間の間仕切り工事
 - ・ついたて設置工事
 - ・換気扇の新設・増設
 - ・お客様手洗いの自動化

- 対象者等
 - ・市内に居住する個人事業者
 - ・市内に本社のある法人
 - ・補助対象工事は市内に本社のある
事業者が施行すること。

- 補助上限額 **20万円**
- 補助率 **10/10 (費用の全額)**

上越市産業観光交流部産業政策課
商業・中心市街地活性化推進室
TEL: 025-526-5111 (内線 1826、1827)

支援金

新型コロナウイルス感染症の第3波の影響で
売上が減少した

上越市

上越市事業者経営支援金

- 募集期間
令和3年3月3日(水)～7月30日(金)

- 概要
新型コロナの再度の感染者増加(第3波)の影響により、2020年11月～申請月の前々
月まで毎月売上が減少している※1市内中小企業等へ、売上減少率等に応じた給付金
が支給されます。
※1 2018年11月～の同月期間の売上高等と比較

- 支援金額
下記の表のとおり、**売上減少率、減少月数、売上規模に応じて10万円～100万円**
※支給は一事業者につき1回まで。

2018年11月～2019年4月の 月平均売上等		1000万円超	500万円超 1000万円以下	500万円以下
2020年11月～ 2021年4月の 各月の売上と前年 同期間の売上を 比較	3か月連続△50%以上減少	100万円	50万円	30万円
	2か月連続△50%以上減少	50万円	25万円	20万円
	・3か月連続 20%以上50%未満減少 ・2か月連続 25%以上50%未満減少	25万円	12万5千円	10万円

- 必要書類 ※白色申告事業者、公益法人等は比較方法が異なります。
 - ・確定申告書または法人事業概況説明書の写し
 - ・売上額の確認できる書類の写し
 - ・本支援金を振り込む口座通帳の写し
 - ・その他、定められた申請用紙等
- ⇒当補助金の該当の有無、支給金額の詳細は、上越市
ホームページで公表されている「交付対象要件確認チェックシート(Excel)」で確認が可能です。

上越市産業政策課
TEL: 025-526-5111
(内線 1727、1270、1211)

融資

小規模事業者経営改善資金制度融資
(マル経融資)

- ※本融資制度のご利用は、小規模事業者に限ります。
- ・融資額 運転・設備資金合わせて2,000万円
- ・返済期間 運転資金: 7年以内(据置期間1年以内)
設備資金: 10年以内(据置期間2年以内)
- ・基準金利 1.21% (R3.4.1現在)

※下記の売上減少条件①にあてはまる事業者は、「新型コロナウイルス対策マル経」に該当し、融資金利の引き下げ等の措置の対象になります。①にあてはまらない事業者の方も、②の当所の利子補給制度の対象になります。

①新型コロナウイルス対策マル経
(コロナマル経)

- 利用条件:
- 最近1ヶ月の売上高または過去6ヶ月の
平均売上高が前年もしくは前々年
同月比で5%以上減少
 - ・基準金利から、借入当初3年間
0.9%の引き下げ
 - ・融資額
既存マル経とは別枠で最大1,000万円
 - ・据置期間
運転資金3年以内/設備資金4年以内

②マル経融資に関わる
利子補給

- 利子補給(融資後1年間)
- 運転:
基準利率△0.4%分
(うち当所 0.4%補給)
- 設備:
基準利率△0.8%分
(うち当所 0.3%補給
上越市0.5%補給)

※令和3年3月末日推薦分まで

特別利子補給制度

- 左記「新型コロナウイルス対策マル経融資」の借入を受けた方に対し、さらに下記の条件にあてはまる事業者は追加で利子補給を受けることで当初3年間は実質的に無利子融資となります。
- 補給限度額:
融資限度額のうち4,000万円以下の部分
- 補給期間:
借入後3年目まで
- 補給方法:
公庫へ返済後、中小企業
基盤整備機構より補給

個人	要件なし
法人	借入時前後の1ヶ月または6ヶ月の平均の売上が前年または前々年比で15%以上減少している。

上越商工会議所
025-525-1185

融資・利子補給

民間金融機関で新型コロナ対応資金を
借りていて、かつ直近売上が前年比
30%以上減少している

新潟県

新潟県新型コロナウイルス
感染症対策事業継続応援金

- 申請期間
令和3年2月22日～6月18日

- 対象
融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」を3年を超えて借り入れている
中小事業者

- 支給要件
直近2ヶ月の売上高が連続して前年比
30%以上減少

- 支給額
融資4年目利子相当額

新潟県 事業継続応援金センター
025-256-8619

設備投資・販路開拓

販路開拓のために新たな取り組みを行いたい

コロナ禍の社会変化に対応するために
思い切った事業再構築に取り組みたい

工事を伴う店舗改装等を行いたい

上越市 上越市中小企業者
チャレンジ応援事業補助金

国 事業再構築補助金

上越市 上越市店舗等改装促進事業補助金

受付締切 令和3年12月28日(火)
※予算額に達した時点で募集を終了

受付締切 令和3年12月28日(火)
※予算額に達した時点で募集を終了

募集期間：令和3年4月1日～12月28日
※予算に達し次第受付終了

- 補助対象となる事業と条件
 - ・事業継続のための新たな取り組み
 - ・販路開拓のための新たな取り組み
 - ・新商品・新サービスの開発
- 補助対象経費と活用例
 - 〔設備備品等購入費〕
 - ・新たな取組に必要な設備・備品の購入費、新製品開発に係る試作品原材料及び機械装置等購入費等
 - 〔車両費〕
 - ・移動販売用の貨物自動車の購入等
 - 〔外注費〕
 - ・ECサイトへの登録料等
 - 〔専門家相談費〕
 - ・外部コンサルティング費用等
 - 〔広報費〕
 - ・新たな取組のためのPRツール制作費、広告掲載費等
- 補助上限額：100万円
- 補助率：3/4

上越ものづくり振興センター
TEL：025-522-2666

- 対象事業者
 - 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等を伴う、所定の条件を満たした思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等
- ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同月期間と比較して10%以上減少
- ②商工会議所等と事業計画を策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。
- 【中小企業】
- 通常枠：補助額 100万円～6,000万円
補助率 2/3
- 卒業枠：補助額 6,000万円超～1億円
補助率 2/3

事業再構築補助金事務局コールセンター
【ナビダイヤル】0570-012-088
【IP電話用】03-4216-4080

- 対象者
 - ・市内の中小企業者
(小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業)
- 対象事業
 - ・増改装、内外装工事
 - ・事業用備品、設備の導入

※市内に本社のある施工業者に有料で発注する場合に限る。
- 活用の具体例
 - ・トイレ工事、エアコン取換、カーテン新調、床・壁(内壁、外壁)改修、陳列棚の入替、シャッター・ドア交換、電気のLED化、看板改修、来客用テーブル・チェア入替等
- 補助上限額 20万円
- 補助率 1/2

上越市産業観光交流部産業政策課
商業・中心市街地活性化推進室
TEL：025-526-5111(内線1826、1827)

販路開拓のために
新たな取り組みを行いたい

アフターコロナを見据えた新たなビジネスやサービスを展開したい

国 小規模事業者持続化補助金
(一般型)

国 小規模事業者持続化補助金
(低感染リスク型ビジネス枠)

新潟県 新型コロナウイルス対応新事業
チャレンジ支援事業

受付締切
第5回 2021年6月4日(金)
第6回 2021年10月1日(金)
第7回 2022年2月4日(金)
(郵送：締切日当日消印有効)

受付締切
第1回:5月12日 第4回:11月10日
第2回:7月7日 第5回:(R4年)1月12日
第3回:9月8日 第6回:3月9日

令和3年4月21日～6月4日 (必着)

- 補助対象者
販路開拓のための新たな取組を行う小規模事業者
- 対象となる取組みの例：
 - ・新たな顧客層の取り込みを目的としたチラシを作成し配布
 - ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
 - ・新たな商品・サービス提供のための3Dプリンターの導入
 - ・新商品の試作や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計デザイン
 - ・業務効率化のためホームページの開設やネット販売システム、管理システムの導入など

※補助対象経費は各種条件や制約があります。
- 補助上限額 50万円 (※2020年1月1日以降開業の場合100万円)
- 補助率 2/3

- 補助対象者
左記「一般型」の条件に加えてポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入などの取組を支援します。
- 感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能
- R3年1月8日以降に発生した経費の遡及適用が可能
- 補助上限：100万円
- 補助率：3/4

※申請は補助金申請システム
「J グランツ」でのみの受付となります。

- 対象事業者
新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルス感染症による経済社会活動の変化に対応するための前向きな取組を行う事業者
- 【売上減少要件】
申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(H31年またはR2年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して、10%以上減少
- 補助対象経費
機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費
- 上限：100万円
(補助対象事業費150万円)
- 下限：13万3千円
(補助対象事業費20万円)
- 補助率：2/3

※小規模事業者の定義	
主たる事業として営む業種	常用従業員数
卸売業、小売業、飲食業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業、娯楽業	20人以下
医療業、製造業、建設業、運輸業、その他業種	20人以下
企業組合、協業組合	20人以下

小規模事業者持続化補助金 一般型
補助金事務局：03-6747-4602

小規模事業者持続化補助金
低感染リスク型ビジネス枠
コールセンター：03-6731-9325
上越商工会議所 025-525-1185

新事業チャレンジ補助金 相談ダイヤル
0570-783736 (ナビダイヤル)
上越商工会議所 025-525-1185